

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
R8-S-0382	クリアランス電子申請ツールの改修役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式

一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
3. 入札日時

令和8年7月3日(金)（10：45）
4. 入札場所

防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格

（1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。

（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。

（6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金

免 除
8. 入札の無効

5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否

要
10. 適用する契約条項

役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、
情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
11. その他

（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

（4）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 6月 24日（水） 12：00 までに提出しなければならない。

（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 7月 1日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線20823

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

ア 本役務の実施要員のうち少なくとも1名は、Microsoft Excel マクロ機能を用いたプログラミング業務への従事経験を有すること。

イ 契約相手方は、直近5年以内に公的機関においてMicrosoft Excel マクロ機能を用いたプログラミングに関する役務の実績を有すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示し、綴るものとする。）

資料の提出にあたり、客観的に事実を確認できる資料として、条件に合致する箇所をハッチングしたうえで以下を添付して提出すること。

ア 資格の提出を求めているものについては、資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ 実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年6月24日（水） 12：00

5 その他

ア 虚偽がないものとする。

イ 書類提出後、官側から細部補足資料等を求める場合がある。

ウ 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕様書			
件 名	クリアランス電子申請ツールの改修役務	作成年月日	令和 8 年 6 月 1 日
		仕様書番号	
		防衛政策局調査課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、クリアランス電子申請ツールの改修役務（以下「本役務」という。）について、適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 引用文書

- 1) 「著作権法」（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- 2) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 7 年 6 月 1 3 日閣議決定）
- 3) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和 7 年 5 月 2 7 日デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下「標準ガイドライン」という。）
- 4) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 1 2 月 2 4 日デジタル大臣決定）
- 5) 「防衛省デジタル・ガバメント推進計画」（平成 3 0 年 6 月 2 9 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
- 6) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）
- 7) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定）
- 8) 「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について」（防装庁（事）第 3 号。3 1. 1. 9）
- 9) 「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について」（装ブ武第 1 8 8 号。3 1. 1. 9）

1.3 一般事項

一般事項は、次による。

- #### a) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満たさなけ

ればならない。

- b) 契約の相手方は、本役務の履行に係る官側との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者を定め、官側に通知するものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- d) 契約の相手方は、官側から貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。
- e) 契約の相手方は、本役務で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないこと。さらに、役務員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。なお、第三者に従事させる場合も同様とする。
- f) パソコン等へ保存する業務関係書類のデータについては、その内容について、あらかじめ官側の了解を得るものとする。なお、業務関係書類とは、契約の相手方が本役務に基づき作成・取得する全ての書類とする。

2 役務に関する要求

2.1 役務の目的

本役務は、秘密の取扱いに関する適格性の確認及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の手續における各申請書類について、Microsoft Excel マクロ機能等を用いて海上自衛隊員用に作成された申請ツール、調査票ツール及び管理ツール（以下「電子申請ツール」という。）を内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、各地方防衛局及び防衛装備庁（以下「使用機関等」という。）の職員が使用できるよう改修等するものである。

2.2 役務に関する要求

2.2.1 役務期間

契約締結日から令和9年3月31日までの期間とする。

2.2.2 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）、契約の相手方の施設内及び官側の指定する場所とする。

2.2.3 役務体制

a) 役務体制全般

- 1) 契約の相手方は、この業務の履行に際し、実施責任者及び管理責任者を定

め、防衛省職員からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。

- 2) 本役務の実施要員のうち少なくとも1名は、Microsoft Excel マクロ機能を用いたプログラミング業務への従事経験を有すること。
- 3) 契約の相手方は、直近5年以内に公的機関において Microsoft Excel マクロ機能を用いたプログラミングに関する役務の実績を有すること。

b) 勤務体制

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本役務に係る業務内容とその業務を担当する従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出する。

2.2.1 の役務期間においては、同一人物が役務を実施し、原則として、期間途中での交代は認めない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではなく、変更の際は、官側の承認を得ること。

2.2.4 役務要件

本役務の実施に当たって次の要件を満たす従事者を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有すること。
- c) 業務従事者が日本国籍を有していること。
- d) 上記a)の業務従事者がほかの手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.3 役務内容

2.3.1 一般的要求事項

契約の相手方は、使用機関等の職員を対象とした秘密の取扱いに関する適格性の確認及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の手續における各申請書類の電子フォーマット化に関し、Microsoft Excel マクロ機能等を用いて海上自衛隊員用に作成された電子申請ツールについて、官側の指定に基づき、事務の効率化に関する改修、質問項目数を約600問とする改修等を行い、申請者及び担当者用の操作説明書を作成するとともに、操作方法の教育及び電子申請ツールに関する問合せ対応を実施する。

また、電子申請ツールによって作成されるファイルには“本人性”，“非改ざん性”及び“個人情報保護”に関する要件を具備すること。さらに、電子申請ツールによって作成されたファイルを取り込んで一覧で表示出力する管理ツールを作成すること。

2.3.2 テスト・デバック作業

テスト・デバック作業は次のとおり。

- a) 一連のプログラム処理が官側の利用環境で動作するか確認し，指示内容に不具合がないか調査すること。
- b) 不具合時におけるプログラム変更を行うこと。

2.3.3 操作説明書の作成

Microsoft Word 等により申請者及び担当者用の操作説明書（様式適宜）を作成すること。

2.3.4 その他の事項

その他の事項は次のとおり。

- a) 本人性 申請ツールによって作成されたファイルについては，作成に用いた電子計算機等のアカウント情報等を記録し，申請者本人が作成したことの証明が補助ができるものとする。
- b) 非改ざん性 申請ツールによって作成されたファイルの原本データは，申請者以外が修正できないものとする。
- c) 個人情報の保護 申請ツールによって作成されたファイルの原本データは，管理ツールのみで復号できるものとし，第三者が閲覧することができないものとする。
- d) 利用環境
官側の利用環境は次のとおり。
 - ・OS Windows10 以降に対応すること。
 - ・ツール Microsoft Excel 2016 以降に対応すること。

2.4 役務の要領

2.4.1 実施計画書の作成

契約の相手方は，本役務を実施するために必要な作業を洗い出し，契約後速やかに，次の事項を記載した実施計画書を作成し，要求元の承認を受けるものとする。

- a) 役務の細部項目
- b) 役務の実施要領

2.4.2 役務の実施

実施計画書に基づき，2.3 の役務を実施し，報告書等を提出するものとする。

2.4.3 役務状況の報告等

本役務の状況について，隔週を基準とし，官側への状況報告を行うものとする。

3 提出書類

契約の相手方は，表 1 に示す提出書類を提出し，官側の承認を得るものとする。

表 1－提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
実施計画書	各 1	契約後速やかに	電子媒体
業務従事者名簿		契約後速やかに及び必要の都度	
第三者従事届		必要の都度	

※契約の相手方が準備した電子媒体については、CD-R 等に格納し、又は、電子メールで提出すること。

4 納入品

納入品は、表 2 のとおりとする。

表 2－納入品

納入品	部数	納入期限	備考
電子申請ツール（案）	各 1	令和 8 年 9 月 3 0 日	電子媒体
操作説明書（案） 申請者用・担当者用			
電子申請ツール	各 1	令和 8 年 1 2 月 2 8 日	電子媒体
操作説明書 申請者用・担当者用			
報告書	各 1	令和 9 年 3 月 3 1 日	電子媒体
ソースコード一式			

※契約の相手方が準備した電子媒体については、CD-R 等に格納し、又は、電子メールで提出すること。

5 納入場所

〒162－8801 東京都新宿区市谷本村町5－1
防衛省防衛政策局調査課

6 検収

支出負担行為担当官及び防衛政策局調査課支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）が行う。

7 情報保全

7.1 守秘義務

契約の相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。

7.2 情報の取扱い

本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物（寄託品を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

8 その他の指示

8.1 貸付品

契約の相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、要求元と細部を協議の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。

8.2 官側の支援

契約の相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 事務室、水、電気、端末及び内線電話の使用
- b) その他、官側が必要と認めた事項

8.3 所有権及び著作権

- a) 本役務によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。
- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

8.4 役務に従事する者の申請

契約の相手方は、本役務に従事する者について、業務関係者名簿を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官等に提出し、承認を得るものとする。本役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官等の承認を得るものとする。

8.5 第三者の従事

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

8.6 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

8.7 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3

日閣議決定)の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

8.8 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- ア 本役務の実施要員のうち少なくとも1名は、Microsoft Excel マクロ機能を用いたプログラミング業務への従事経験を有すること。
- イ 契約相手方は、直近5年以内に公的機関においてMicrosoft Excel マクロ機能を用いたプログラミングに関する役務の実績を有すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示し、綴るものとする。）

資料の提出にあたり、客観的に事実を確認できる資料として、条件に合致する箇所をハッチングしたうえで以下を添付して提出すること。

- ア 資格の提出を求めているものについては、資格証又は証明書の写しを添付すること。
- イ 実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年6月24日（水）

5 その他

- ア 虚偽がないものとする。
- イ 書類提出後、官側から細部補足資料等を求める場合がある。
- ウ 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。